

## 北海道バレーボール協会公認審判員規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道バレーボール協会（以下「道協会」という。）規約第4条第5号に係る審判員の公認等について必要な事項を定める。

(審判員の任務)

第2条 道協会又は地区バレーボール協会（以下「地区協会」という。）等が主催・主管・後援する競技会の審判員の任に当たる。

(審判員の資格)

第3条 道協会における公認審判員の資格は次のとおりとする。

(1) 北海道名誉審判員（以下「道名誉審判員」という。）

道名誉審判員は、道協会の公認審判員で、審判活動に特に功績のあった者。

(2) 北海道級公認審判員（以下「道級審判員」という。）

道級審判員は、バレーボール競技規則に精通し、地区協会等の各種選手権大会などの審判をすることのできる技量を持った者。

(認定方法)

第4条 道名誉審判員は、地区協会会長又は加盟団体の代表者から推薦された審判員で、次の要件を満たす者を認定する。

(1) 日本バレーボール協会B級公認審判員を退任した者。

(2) 道級審判員および日本バレーボール協会C級公認審判員の経験が通算15年以上の者。

(3) 審判活動に特に実績のある者。

2 道級審判員は、地区協会会長又は加盟団体の代表者から推薦された者で、次の要件を満たす者を認定する。

(1) 道協会が公認した地区協会又は加盟団体の審判講習会に参加していること。

(2) 地区協会における審判実績を有すること。

(登 録)

第5条 審判委員会が審査のうえ道名誉審判員及び道級審判員を認定し、道協会に登録する。なお、登録された道級審判員は、別表に定める登録料を道協会に納めなければならない。

(任 期)

第6条 道名誉審判の任期は終身とする。また、道級審判員の任期は2年とする。

(義 務)

第7条 公認審判員は、道協会及び地区協会等から審判委員として委嘱を受けた場合には、特別な理由があるときを除き、その任に当たる義務を負うものとする。

2 公認審判員は、公正無私であって、的確な判定と円滑な試合の進行に努めるとともに、常に体験を重ね競技規則を研究し、競技者に信頼される人格の持ち主となるように努めなければならない。

3 道級審判員は、任期中に地区協会等の研修会または大会に1回以上参加しなければならない。

(更 新)

第8条 審判委員会は、公認審判員の任期満了以前に、地区協会から提出された審判実績一覧表をもとに審査し、登録の更新を決定する。

2 更新が決定した道級審判員は、別表に定める更新料を道協会に納めなければならない。

(その他)

第9条 日本バレーボール協会公認審判員及び国際バレーボール連盟審判員については、参考「日本協会公認審判員規程」に準じ取り扱うものとする。なお、登録料および更新料については、別表のとおりとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成24年3月10日から施行する。
- 2 細則「公認審判員認定基準」(平成12年3月1日)は、廃止する。

#### 別 表

資 格	登録料	更新料	更新年
国際審判員	なし	2,000円	1 年
日本A級審判員	なし	2,000円	1 年
日本A級審判員候補	なし	2,000円	1 年
日本B級審判員	2,000円	2,000円	1 年
日本C級審判員	2,000円	2,000円	2 年
北海道級審判員	2,000円	1,000円	2 年
名誉審判員	なし	なし	なし